

令和 3 年 6 月 22 日

民生 常 任 委 員 会 会 議 録

塩 竈 市 議 会 事 務 局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和3年6月22日（火曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

阿部 かほる 委員長

辻 畑 めぐみ 副委員長

西村 勝男 委員

伊藤 博章 委員

小野 幸男 委員

小高 洋 委員

出席議長団（1名）

曾我 ミヨ 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長 佐藤 光樹

健康福祉部長 小林 正人

健康福祉部次長
兼社会福祉事務所長
兼生活福祉課長 鈴木 康則

市立病院事務部次長
兼業務課長
兼経営改革室長 並木 新司

健康福祉部
健康推進課長 櫻下 真子

副市長 佐藤 洋生

市立病院事務部長 本多 裕之

健康福祉部次長
兼子育て支援課長 小倉 知美

健康福祉部
長寿社会課長 中村 成子

健康福祉部
保険年金課長 武田 光由

事務局出席職員氏名

事務局 局長 川村 淳

議事調査係主査 工藤 聡美

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工藤 貴裕

会議に付した事件

議案第 47 号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部
を改正する条例

議案第 49 号 令和 3 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 50 号 令和 3 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第 51 号 令和 3 年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算

午前10時00分 開会

○阿部委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございませんので、ご案内申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第47号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」、議案第49号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第50号「令和3年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第51号「令和3年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」の4件であります。

これより議事に入ります。

議案第47号、第49号ないし第51号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件でございますが、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例など、合計4か件であります。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお聞き取りいただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○阿部委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 それでは、議案第47号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

資料No.5「定例会議案」と資料No.9「議案資料」をご用意いただきます。

まず、資料No.9の19ページをお開き願います。

この条例改正は、1の概要に記載のとおり、福島原発の事故により避難等を行った被災者に対して、これまで継続して行ってきた国民健康保険税の減免の対象年度と対象期限を延長するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の減免対象者についてでございますが、まず①といたしまして、原子力災害対策本部長の指示の対象とされた帰還困難区域に居住していたため避難を行った世帯です。また、②といたしまして、令和元年度までに指定が解除された区域、旧避難指示区域等でございますが、

そこから避難を行った世帯のうち上位所得層に該当しない世帯です。以上の対象者に変更はございません。

3の減免の対象となる保険税ですが、今回延長となりますのが、令和2年度及び令和3年度分の保険税で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているものでございます。令和3年度分を対象に加え、納期限を1年延長する形となります。

4の減免の申請手続ですが、これまで令和2年度分の減免を受けている場合には、特に申請を行わなくても減免を適用させていただきます。なお、今後新たに対象者が転入される場合等は、国保の加入手続の中で対応させていただくことになります。

5、その他といたしまして、国からの財政支援であります。国が示す基準で減免を行った場合には、全額が国によって支援される予定となっております。

なお、同じ資料の17、18ページには新旧対照表を、資料No.5の8ページには、改正条例案分を記載しておりますので、ご参照願います。

議案第47号については、以上です。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○阿部委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長 長寿社会課長 続きまして、議案第49号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、長寿社会課に関わる部分について、ご説明いたします。

お手元の資料No.7「塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書」及び資料No.9の「第2回市議会定例会議案資料」をご用意願います。

当課からは一般会計分について、2件のご説明をいたします。

まず、資料No.9の51ページをお開きください。

まず、1件目の高齢者おでかけ支援事業につきまして、概要から順にご説明いたします。

1の概要ですが、令和3年7月末までに65歳以上の高齢者に対する新型コロナウイルスワクチン接種が終了する見込みの中、これまで外出自粛を余儀なくされていた高齢者の外出支援と地元商品券を活用することによる地元経済への支援を行うものです。

次に、2、事業内容ですが、65歳以上の高齢者、約1万8,800人に対し、市内店舗で使用できる商品券3,000円分と、閉じ籠もり予防のパンフレットを併せてお配りし、8月1日から11月30日までの期間で外出支援を図るものです。

次に、3、事業費及び財源内訳につきましては、事業費が7,876万円でございますが、まず歳出からご説明いたします。恐れ入りますが、資料No.7の9ないし10ページをお開きくださ

い。

第3款民生費第1項社会福祉費第3目老人福祉費第10節需用費として630万2,000円、第11節役務費として1,078万7,000円、第12節委託料として510万円、第18節負担金、補助及び交付金として5,657万1,000円の計7,876万円を高齢者おでかけ支援事業費として計上しております。

続いて、この事業の財源となります歳入について、ご説明いたします。同じ資料の3ないし4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金1億7,716万8,000円が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となり、このうち事業費全額に当たります7,876万円が、財源となる歳入となります。

それでは、資料No.9の51ページにお戻りください。

今後の予定でございますが、予算をお認めいただいた場合には、令和3年7月上旬に契約手続を始め、7月下旬から商品券及び取扱店舗一覧の発送を開始し、8月からご利用いただきたいと考えております。

以上が、高齢者おでかけ支援事業となります。

続きまして、2件目のご説明をいたします。資料No.7の9ないし10ページをお開きください。

第3款民生費第1項社会福祉費第5目介護保険費の第27節繰出金につきましては、介護保険事業特別会計保険事業勘定への繰出金355万9,000円の増とするものです。この繰出金につきましては、介護保険制度の改正に係る電算改修費用を要因としておりますが、詳細につきましては、繰出金の繰入れ先であります議案第51号「令和3年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」でご説明いたします。

議案第49号の長寿社会課に係る2件につきましては、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 それでは、子育て支援課から議案第49号「一般会計補正予算」のうち、子育て支援課に関わる部分をご説明いたします。

議案資料のNo.6「塩竈市一般会計・特別会計補正予算」、No.7「補正予算説明書」及びNo.9「定例会議案資料」をご用意いたします。

先に、No.9「定例会議案資料」を使いまして、5件の事業についてご説明いたします。恐れ入りますが、No.9の52ページをお開き願います。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯分についてをご説明いたします。

まず、1の概要ですが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯に対して、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものです。

2の事業内容ですが、給付対象者については、独り親世帯以外の世帯のうち、ご覧の2つの区分のいずれかに該当する方になりますが、いずれも令和3年度分の住民税均等割が非課税の方が対象となります。想定される給付金の対象児童数ですが、国の試算時によりますと788人の予定となっております。給付額につきましては、児童1人当たり一律5万円となっております。申請手続、給付方法ですが、ご覧のとおりとなっております。

次に、3の事業費及び財源内訳についてであります。事業費として4,610万円ですが、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金であります。

4の今後の予定については、ご覧のとおりですが、左のページに事業内訳の(1)給付対象者の①の方で、令和3年4月の児童手当や特別児童扶養手当を受給された方については、給付金を7月中旬頃に振り込む予定となっております。また、②の申請手続が必要な給付対象者につきましては、7月以降に随時申請を受け付け、申請受付は2月末で終了する予定となっております。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業についての説明は、以上となります。

続きまして、同じ資料の54ページをお開き願います。

公立保育所手洗い場及びトイレの改修について、ご説明いたします。

まず、1の概要ですが、施設や設備の老朽化が著しい香津町保育所と清水沢保育所の手洗い場及びトイレの改修を行うことにより、利用児童の安全・安心な保育環境の確保を図るものです。

2の整備内容についてですが、香津町保育所と清水沢保育所の児童用トイレ内の手洗い場について、温水化や自動水栓化などを行うものです。また、児童用・職員用トイレにつきましては、床や壁のドライ化、古くなった便器の一部を交換するものです。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費として2,000万円を計上しますが、財源は一般財源となります。

4の今後の予定ですが、9月までに工事発注、業者との契約を締結した後、10月から11月にかけて改修を行う予定となっております。

公立保育所手洗い場及びトイレの改修についての説明は、以上でございます。

次に、55ページをご覧ください。

地域のおしごと体験事業について、ご説明いたします。

1の概要ですが、市制施行80周年記念事業として、市内の小学生を対象として、普段接することが少ない塩竈市の様々な職業や仕事を体験する機会を提供し、未来を担う子供たちの郷土、塩竈に対する誇りや愛着を深めるために行うものであります。

2の事業内容ですが、ご覧のとおりですが、参加対象は市内在住または市内の小学校に通学する小学生200名を想定しております。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費は150万1,000円であり、財源は一般財源となっております。

4の今後の予定については、ご覧のとおりであります。11月のイベント開催までに参加協力店の募集や参加児童の募集を行ってまいります。

地域のおしごと体験事業については、以上となります。

次に、56ページをお開き願います。

子育てガイドブック作成事業について、ご説明いたします。

1の概要については、ご覧のとおりですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、外出自粛や交流機会の減少による生活環境の変化の中で、子供たちの健やかな成長を支援することを目的に、子育てガイドブックを作成し配布するものです。

2の事業内容については、ご覧のとおりですが、日常生活における感染予防や、安心して利用できる施設の紹介、気軽な相談先などについてご案内を考えております。

3の配布対象ですが、市内にお住まいの未就学児童のいるご家庭に配布いたします。

4の事業費及び財源内訳ですが、事業費については55万円、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

5の今後の予定ですが、補正予算をお認めいただけましたら、ガイドブックの作成に入りまして、11月から配布をしたいと考えております。

子育てガイドブック作成事業については、以上となります。

次に、81ページをお開き願います。

公立保育所等の地震に伴う施設被害の修繕工事について、ご説明いたします。

1の概要ですが、令和3年2月13日に発生した福島県沖地震及び同年3月20日に発災しました宮城県沖地震により被害のあった、うみまち保育所、子育て支援センター及び藤倉保育所の建物などの損傷部分の修繕工事を行うものです。

2の修繕内容は、ご覧のとおりであります。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費として549万円を予定しております。財源につきましては、県補助金である社会福祉施設等災害復旧費補助金が194万7,000円、地方債単独災害復旧債として330万円、残り24万3,000円が一般財源となっております。

4の今後の予定ですが、9月までに工事発注、契約手続きを行い、修繕工事を行う予定となっております。

公立保育所等の地震に伴う施設被害の修繕工事についての説明は、以上となります。

次に、補正予算について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.7をご用意ください。

まず、歳出予算からご説明いたします。資料No.7の9ページ、10ページをお開き願います。

第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費でございますが、右の事業内訳欄にあります子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について、増額補正をしようとするものです。内訳といたしましては、1節報酬として203万8,000円、第3節職員手当等として23万1,000円などがございますが、事業内容につきましては、先ほどご説明しました子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の経費として補正計上するものです。

次に、第4目保育所費でございますが、右の事業内訳欄にあります保育所管理運営事業費について、増額補正しようとするものです。これは、先ほどご説明しました公立保育所手洗い場及びトイレの改修について、香津町保育所と清水沢保育所を改修するための経費でございますが、第12節委託料として2,000万円を補正計上するものです。

次に、第5目子育て支援費でございますが、右の事業内訳欄にあります地域のおしごと体験事業151万円、子育てガイドブック作成事業55万円を増額補正しようとするものです。内訳といたしましては、地域のおしごと体験事業については、第12節委託料として151万円、子育てガイドブック作成事業については、第10節需用費、印刷製本費として55万円を計上するものです。

次に、恐れ入りますが、23ページ、24ページをお開き願います。

第11款災害復旧費第2項厚生労働施設災害復旧費第1目民生施設災害復旧費でございますが、右の事業内訳欄にあります児童福祉施設災害復旧費について、増額補正しようとするものです。内訳といたしましては、第10節需用費、修繕料として533万4,000円、第18節負担金、補助及び交付金、海岸通1番地区修繕負担金として15万6,000円でございますが、事業内容につきましては、先ほどご説明しました公立保育所等の地震に伴う施設被害の修繕工事について、うみまち保育所、子育て支援センター及び藤倉保育所の修繕を行う経費として補正計上するものとなっております。

歳出予算についての説明は、以上となります。

次に、補正予算の歳入予算について、ご説明いたします。恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1億7,716万8,000円のうち55万円でございますが、子育てガイドブック作成事業に係る補助金となります。

次に、第2目民生費国庫補助金第1節社会福祉費補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金として461万円の増額補正をしようとするものです。これは、先ほどご説明しましたが、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯に対して特別給付金を給付するための経費に係る補助金であります。

次に、第16款県支出金第2項県補助金第10目災害復旧費県補助金第1節厚生労働施設災害復旧費補助金でございますが、社会福祉施設等災害復旧費補助金として194万7,000円を増額補正しようとするものです。これは、先ほどご説明しました公立保育所の地震に伴う施設被害の修繕工事について、うみまち保育所、子育て支援センターの地震被害に伴う修繕に係る補助金となっております。

次に、第22款市債第1項市債第9目災害復旧債第2節単独災害復旧債の3,360万円のうち330万円でございますが、うみまち保育所、子育て支援センター及び藤倉保育所の地震被害に伴う修繕に係るものであります。

歳入予算についての説明は、以上となります。

最後に、地方債の追加について、ご説明いたします。恐れ入りますが、資料No.6の5ページをお開き願います。

第2表地方債補正の1、追加の表の一番下の行にございます単独災害復旧債でございますが、限度額3億3,600万円のうち330万円でございますが、地震に伴います、うみまち保育所、子育て支援センター及び藤倉保育所の修繕のために地方債の追加をしようとするものでございます。

子育て支援課から議案第49号の説明は、以上となります。ご審議について、よろしくお願いたします。

○阿部委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 同じく議案第49号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課の補正予算、災害援護資金貸付金について、ご説明いたします。

まず、資料No.9の57ページをお開きいただきたいと思います。

災害援護資金貸付事業についてということで記載してございます。

1の概要でございます。東日本大震災で被災された方に対しまして、平成23年7月から災害援護資金の貸付けを行ってまいりましたけれども、国の起債のこの政令の一部が改正されて、申請期限が令和4年3月31日まで1年間延長されましたことから、今回補正予算を計上するものでございます。

制度の内容でございます。貸付対象が、災害により被害を受けた世帯、貸付限度額が、被害の程度に応じて150万円から350万円でございます。貸付利率が、年1.5%。償還方法が、6年間据え置きで、7年間で返済の計13年でございます。償還方法が、年賦償還、半年賦償還、月賦償還といろいろございます。6番、貸付原資でございます。国が3分の2、県が3分の1でございます。申請期限が今回1年間延長されて、令和4年の3月31日までとなっております。

3番目の事業費及び財源内訳でございます。事業費170万円を計上しております。財源内訳、全額地方債でございます。

この事業費の内訳でございます。19の半壊世帯が170万円ということで、今年度の見込み額として1件ということで計上しているものでございます。昨年度も1年間延長したのですけれども、もう10年も経過しておりますので、実績はなかったという状況でございます。

次に、資料No.7の「補正予算説明書」、9ページ、10ページをお開きいただきたいと思ます。

最下段でございます。第3款民生費第4項災害救助費第1目災害救助費第20節貸付金でございます。170万円を計上いたしております。災害援護資金貸付金ということで計上してございます。

次に、同じ資料の5ページ、6ページにお戻りいただきたいと思っております。

上段でございます。第22款市債第1項市債第8目民生債第1節といたしまして、災害援護資金貸付金ということで歳入170万円を同額計上いたしております。これに伴いまして、地方債の補正をしております。

資料No.6の5ページをお開きいただきたいと思っております。先ほどの子育て支援課と同じページでございます。

第2表の地方債補正、1の追加、真ん中でございます。災害援護資金貸付金ということで170万円の限度額ということで、起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

生活福祉課に関わります補正予算については、以上でございますので、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 それでは、議案第49号「令和3年度塩竈市一般会計補正予算」について、健康推進課所管のものについて、ご説明いたします。

資料No.9の58ページをお開きください。

健康管理システムの改修についてでございます。

1番の概要、新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種及び令和2年10月から定期接種化となりましたロタウイルスワクチンに関するデータ連携について、国より提示された標準使用に基づき、本市の健康管理システムと国の番号連携サーバーへの連携を円滑に行うことができるよう、令和3年7月の運用開始に向けて健康管理システムの開始を行うため、補正予算を計上するものでございます。

2の事業内容でございます。こちらは、既存の健康管理システムの改修を行い、自治体中間サーバーへの副本登録を行います。このことにより、予防接種の個人の履歴をご本人がマイナポータル上で確認できるようになります。また、電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれるようになります。

3の事業費及び財源内訳でございます。事業費は117万7,000円、一般財源で計上をしております。

ます。

事業内容につきましては、資料No.7でご説明をさせていただきます。資料No.7の11ページ、12ページをお開きください。

第4款衛生費第1項保健衛生費第1目保健衛生総務費第12節委託料に117万7,000円を計上しております。こちらの内訳は、電算業務委託料となっております。

資料、お戻りいただきまして、No.9、58ページでございます。

4番、今後の予定ですけれども、令和3年7月、システム改修運用開始となっております。

健康管理システムの改修についてのご説明は、以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○阿部委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 それでは、議案第50号「令和3年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」について、ご説明いたします。

資料No.7の28、29ページをお開き願います。

こちらの補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する事業費として、歳入歳出に370万円を追加補正し、補正後の事業費を58億6,920万円とするものでございます。

同じ資料の32、33ページをお開き願います。

事業費、歳出につきましては、第2款保険給付費第6項傷病手当金費第1目傷病手当金費第18節負担金、補助金及び交付金に傷病手当金費として370万円を計上しております。

歳入につきましては、1枚お戻りいただきまして、同じ資料の30ページ、31ページをご覧いただきたいと思っております。

第4款県支出金第1項県補助金第1目保険給付事業等交付金第2節特別交付金に歳出と同額の370万円を計上しており、全額が特別交付金の対象となっております。

議案第50号につきましては、以上となります。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○阿部委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 続きまして、議案第51号「令和3年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」につきまして、ご説明いたします。

資料No.7「塩竈市介護保険事業特別会計補正予算説明書」をご用意ください。

それでは、資料No.7の34ないし35ページをお開きください。

総括をご覧ください。歳入歳出それぞれ補正額欄のとおり、355万9,000円を追加し、57億6,605万9,000円とするものです。こちらにつきましては、説明の都合上、歳出からご説明いたします。

2枚めくりまして、38ないし39ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費第12節委託料に、電算業務委託料として355万9,000円を追加するものです。これは、令和3年度介護保険制度改正に係るもので、8月1日から運用となる介護保険サービス費の上限額見直し等に対応するものです。

続きまして、歳入の説明に移ります。資料、1枚戻りまして、36ないし37ページをお開きください。

第7款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金第2節事務費繰入金は、355万9,000円の追加となり、さきにご説明いたしました電算改修費と同額を充当するものです。

なお、第2節事務費繰入金355万9,000円の追加は、先ほど議案第49号でご説明いたしました介護保険事業特別会計繰出金の全額の受入額と款項目となります。

議案第51号につきましては、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○阿部委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に着座のままで構いませんので、ご案内を申し上げます。ご質疑ありませんか。辻畑委員。

○辻畑委員 資料No.9の19ページ、この対象者ですが、何人になりますか。

○阿部委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 対象者というご質疑でしたでしょうか。（「はい」の声あり）
現在、3世帯6名の方が該当しております。

以上でございます。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

では、続きます。同じ資料の51ページ、高齢者おでかけ支援事業について伺います。今コロナで本当にお出かけが少なくなって大変な状況ではありますが、これ、コロナワクチンが65歳以上の方が大体終わるということで、8月からの利用開始となっていますが、これからま

た、オリンピックとかいろいろある中で、例えばコロナに感染する数がちょっと増えてきたとか、そういう状況に応じて、この利用を少しずらすとか、そういう柔軟な対応は考えていらっしゃるでしょうか。

○阿部委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長長寿社会課長 答えいたします。

おおよそ7月末で65歳の方々につきましては、接種が終わるという想定で組んでおる事業でございますけれども、8月以降につきましても、引き続き3密対策ですとか、マスクの着用、それから手洗い等につきましても、引き続き呼びかけるような、商品券と一緒にそういった呼びかけを同封させていただきながら、注意を市民の皆様方にも呼びかけながら、安全にお出かけいただけるように対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

それから、このお店ですけれども、どういうお店が対象の予定になっていますか。

○阿部委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長長寿社会課長 答えいたします。

議案資料No.9の51ページにもございますように、利用可能店舗といたしましては、小規模店舗、それから大規模店舗ということで、金額の違いを設けてはおりますけれども、市内の商店街ですとか、あと大型店も含めて、そういった利用ができるようなことで考えておりました。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 もう少し詳しく、この小規模とか大規模と書いてありますが、どこ、どういう、もう少し具体的に中身は決めていますか。

○阿部委員長 小林健康福祉部長。

○小林健康福祉部長 取扱店につきましては、詳細にというご質問をいただきました。こちら、商品券を取り扱う店舗につきましては、地元経済の支援になるように、全ての業種、飲食店も含め、全ての業種を対象というふうに考えているところでございます。

具体的にどのような手法となりますと、例えば商工会議所とか、そういったところ経由で店舗を募集しまして、そこで手を挙げていただいた店舗ということになると思うのですが、こ

れまでの経験で言わせていただきますと、2年前にプレミアム商品券ということで、同じような形で手を挙げていただいたのですが、そのときは大体400店舗が手を挙げていただいたということで、今回も同じような店舗数を考えているところでございます。

以上です。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。では、手を挙げてということですね。はい、分かりました。

では、続きまして、54ページ、公立保育所手洗いということで、この今回は香津町と清水沢保育所ということで、とても子供たちの安全なところではいいなと思いましたが、この先、ほかの保育所に拡大するとか、そういう見通しとございますか、あれば教えてください。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 今回、香津町保育所と清水沢保育所について、手洗い場とトイレの改修を行うということを考えております。公立保育所につきましては、香津町保育所、清水沢保育所が今一番古い保育所となっております。東部保育所につきましては、今年度改修を行うということで、トイレ、手洗い場だけでなく、全面的に施設を改修するものでございまして、東部保育所についても、温水ですとか自動水栓、そういったものを採用するようになっております。

あと、それ以外の公立保育所、藤倉保育所とうみまち保育所につきましては、比較的トイレですとか手洗い場は新しいですけれども、水道につきましては、自動水栓、そういったものがまだ使われていないものですから、保育所の状況を確認しながら、また導入を検討していきたいということを考えております。

以上です。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ぜひ導入、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次のページです。55ページ、地域のおしごと体験事業についてお伺ひします。このお買物・職場体験ということで、本当に子供たち、楽しく参加できる事業でないかなと思ひますが、今のところ、場所、どういふ職場かとか、どういふところのお買物とか、そういうのはこれから募集だったでしょうか、すみません。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 お仕事体験をしていただく店舗等については、これか

ら募集を行っていきますが、今のところの予定といたしましては、本町商店街、本町の商店を中心としてこのイベントを行おうと考えております。まず、今年度、試行的に行いまして、塩竈のいろいろなお仕事を小学生に経験をしていただくということで、例えば魚市場のお仕事ですとか、それ以外、ほかの地域のお仕事なども今後やっていきたいなという話も出ておりますので、今回に限りましては、本町を中心としていますが、今後、いろんな地域に展開していきたいということを考えております。

以上です。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。今後も広げていくというところで、安心いたしました。

あと、最後に1つですけれども、次の56ページの子育てガイドブック作成事業について伺います。これもお母さんたちにとってはとても子供を育てる上で参考になる、とてもいい中身だと思います。これは今年の事業となっていますが、その年、年のいろんな情報を新たに加えて、お母さんたちが安心して子育てできるようなということで、今年だけでなく今後も継続してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 今回、コロナの感染を予防したりだとか、ご家庭で対策を取っていただく、そういうような内容も入れつつ、今までもガイドブックを作成しておりましたが、いろいろな制度ですとか、施設ですとか、そういうものをご紹介しているガイドブックを作成してきました。今回だけに限らず、来年度以降も子育て世帯が安心して子育てをできるような支援となるガイドブックを作成して配布していきたいということは考えておまして、継続を考えているところです。

以上です。

○阿部委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほかございませんか。小高委員。

○小高委員 それでは、私のほうからも何点かお伺いをしたいと思います。

それで、資料No.9からちょっとまずお伺いをしたいと思うのですが、51ページの高齢者おでかけ支援事業につきまして、先ほど辻畑委員からも何点かお伺いされておられました。それで、その市内の店舗のイメージですとか、ワクチン接種の関係で今後どうなっていくのか、そのあたりはお聞きをしたのですが、1つ、おでかけ支援ということで、地域の経済と、あとはコロナの中でうちにいざるを得ない、この状況の中で、高齢者の方々を考えると、ああ、

なるほどなという事業では1つあったのですけれども、一方で、ニュース何かを見ていますと、コロナの関係で、例えば、町の中でお酒を飲まれたりだとかとこう、なかなか一定こう、若い方がね、やはりその、このコロナ禍という状況においては、なかなか同じように鬱屈した思いを抱えておられる状況もあるなというふうに見ておりました。

そういった状況の中で、65歳以上の高齢者の方々については、一定そのワクチン接種が完了する見込みということで、おでかけ支援ということになるわけなのですが、果たしてこう、それを見ている若い方々がどういう気持ちになるかなというのも、私はちょっと考えてしまって、そういった点でそのあたりの今後の展開といいますか、そのあたりでこう、併せていって考えていく必要もあるのかなというふうに思っておったのですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○阿部委員長 小林健康福祉部長。

○小林健康福祉部長 ただいまご質疑いただいた今後の見通しということだと思います。先ほども説明したとおり、7月末でほぼ高齢者接種は終わるといった状況でございます。また、併せて、新聞等でも報道されているところなのですが、64歳以下の方も接種券を発送して今後接種していく、こういったことで、市内の、何ていうのですか、ワクチンの接種者が多くなって、少しでもこの地域が安心して暮らせるようにということで事業を進めるところでございます。

今後の展開ということになります。まずは高齢者の方、今現在これまで大分自宅に閉じ籠もりと言うとあれですけれども、なかなか出かける機会がなかった、あるいは、体を動かす機会等がなかったということで、こういったことをきっかけに、まずは外出する機会、きっかけとしてやっていただくこと、あるいは、このパンフレットを見て今後、どのような生活リズムを取っていただきたいのか等をお知らせしたいというのがまず、こちらの目的でございます。

あと、今後につきましては、私の中の政策決定でもありますので、その辺は今後どのようにしていくのか、内部でも今後の見通しを含めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 この案件につきましては、長寿社会課ということで、直接の問合せではなかったのですけれども、やはりその一方で、ワクチンの接種も終わっていない中で、なかなかこう、

お年寄りの方々がわあっと出かけていって楽しそうにしているの、別にやめろということではないですよ、そういったところもぜひご考慮いただいて、今後の政策展開ということで、先ほどご答弁もありましたが、そのあたりぜひご検討のほどお願いしたいと、こういうことでお聞きをさせていただきました。

それで、続きまして、その次のページ、52ページの子育て世帯生活支援特別給付金給付事業ということで、前半ありました独り親の部分がまず先にあって、その続きというか、その後の分で今度は独り親世帯以外のということだと思えるのですけれども、そういった中で、そのいわゆる給付対象者①、②という中で、やはりその②の方については申請が一定必要となってくるということで、やはりその申請が分からなかったとか、そういったことがなければいいなというふうに思うわけなのですが、そういった点で、例えば、これまでの施策展開の中で、例えば、独り親世帯の方々の状況として、その申請についてこう、一定、何か不都合、不具合みたいなのがなければいいなと思っておったのですけれども、そのあたりどうだったのでしょうか。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 独り親世帯の特別給付金につきましては、児童扶養手当の申請はされていますけれども、公的年金を受給されているということで支給を止めている方、そういった方が申請をしていただきますと、特別給付金を支給することができます。そういう公的年金受給の方の申請が今回、これまでに4世帯ございました。それから、家計の急変につきましては、5世帯から申請を受けまして、支給をしているところです。

ホームページですとか、広報などで、今後も周知をさせていただきまして、対象者の方にお知らせをしながら、この制度を知っていただき、申請を受けていきたいということを考えております。

以上です。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ぜひその漏れのないようにだけ、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それで、続きまして、同じ資料の今度は55ページ、先ほどもお問合せがございましたが、地域のおしごと体験事業についてということで、1つには、その80周年記念事業ということで、その郷土塩竈に対する愛着ということでの事業ということで、その趣旨については理解をさ

せていただきました。

それで、今回のこれの補正予算説明書の中で見させていただきますと、10ページのところに、委託料ということで510万円ついている状況だったのですが、この委託先がどういうふうに出されるのだろうかといえますか、そもそもこの事業そのものが市で起案したものなのか、あるいは、そういったところから何がしか提案があつて始まるようなものなのか、ちょっとそのあたり整理をしたいと思います。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 地域のおしごと体験事業についてです。今回、今年度、市制施行80周年ということで、何か子供たちが市が80周年だということでお祝いできる事業、また、参加できる事業がないかということ、こちらのほうで検討させていただいたときに、塩竈がどんな町なのか、どういう仕事があるのかということをお子たちに知っていただく、また、それからそういう仕事をする中で、自分自身の将来の進路ですとか夢、そういったものを考えるきっかけになればということで考えておきまして、これに関しましては、事業を検討したきっかけは外から持ち込まれたとかではなくて、あくまでも市のほうでこういう事業ができないかということを検討して、今回事業を行うものになります。

それから、予算に関しまして委託料ということで、お子さん、小学生を、対象となるお子さんの募集を行うことに関して、それからこのお仕事体験をさせていただくお店の募集に関して、それから当日のイベント実施に関しましては、こういうイベント等を行っているような事業者さんですとか、そういうイベント等の仕掛けを行うような方に委託を行いまして、コーディネーターとして業務を行っていただくということで、委託料として計上しているものになります。

以上になります。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そうなりますと、その委託の選定そのものはもう終わっているんですかね。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 選定そのものはこれからになります。

以上です。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そういった実績のあるところについて今後、選定をしていくという
ような中身で受け止めさせていただきます。

それで、先ほどのお話の中では、まず最初のところで本町商店あたりを中心としながら、試
行的に今後展開をしていくということでお話がありましたので、当然コロナ禍の中であり
ますので、そのあたりちょっとご配慮いただきながらということになるのかなというふう
に思います。

それで、続きまして、この議案資料でなくて、予算説明書からちょっとお伺いをしたかった
のですが、1点、国保の補正の説明書の中でちょっとお伺いをしたかったのですが、
今回その傷病手当金費ということで370万円、いわゆるそのコロナ禍の中で、国保の方におい
ても傷病手当金が一定こう、支給することができるというような中身で、この間取り組まれ
てきた話だと思うのですが、これまでの中で、こういったものを支給された実績というもの
が現在どうなっているのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○阿部委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 これまでの支給実績はございません。令和2年度は予算化をし
ていたのですが、申請はありませんでした。現時点で今3件の申請をいただいている
状況でございます。

以上です。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。これ、実は従前から何回かお伺いをさせていただいているわけなの
ですが、なかなかこのコロナ禍において、一定そういった疑いがあるという状況の中で、こ
ういったものが支給されるということについて、なかなか自治体の間で支給実績にそれなり
の差が出てきているようで、ちょっとそのあたりの捉え方が果たしてどうなのかなという思
いがこれまであったわけなのです。

それで、じゃあいわゆるお仕事を休まなければいけないという状況の中で、これを申請をす
るということについて、一定こうブレーキになっちゃっているというか、これはもらえない
のではないかみたいな、そういった話がいろんなところから聞こえてくるもので、そのあた
りちょっとどうなっているのかなと思って、まず受給の実績ということでお伺いをいたしま
した。

それで、1つには、今回370万円ということであるのですが、今その3件、申請が来ている

ということで、ぜひそのあたりしっかりと見ていただければなというふうに思うのですが、この傷病手当金の関係の中で、例えば、1つには臨時交付金の中での扱いということにはなってしまうのですが、例えば、個人事業主についても自治体判断でやることができるというように国の判断もありまして、そういったところについて、他自治体においてはそういった取組をされておられるところもあるということで、そういった中身についてご検討があったのかどうか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○阿部委員長 武田保険年金課長。

○武田健康福祉部保険年金課長 今回の傷病手当金につきましては、残念ながら、残念ながらといますか、国のほうの補填対象となる被用者、自営の方は対象にならないという形になっております。もしそれを超えて、何ていいますか、自営の方にもお出しするとなりますと、全額もう市の持ち出しになってしまいますので、ちょっとそこまでの検討はしていない状況でございます。

以上でございます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。今回もその臨時交付金の関係で、様々予算をつけていただいておりますが、そういった中で、1つの新型コロナウイルス対策の一環として、そういった交付金を活用してそういった取組をされておられるところもあるということで、これはぜひ本市においても、そういった部分も含めてご検討いただければいいのかなというふうに改めて申し上げたいと思います。

それで、あとやはりその傷病手当金の実績そのものがこれまでなかったということで、果たして実態がどうなっているのかなという思いもあるのですが、そのあたりについて、どういう方なら受けられるのかというあたりで、実績が出るようにと言うと、ちょっと言い方が変わってしまうのですけれども、受けられるべき方がぜひ受けられるような形で、取組を改めてお願いをしておきたいと思います。

以上でございます。

○阿部委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。小野委員。

○小野委員 何点かお聞きいたします。ほとんど何も問題はないところですが、まず51ページの高齢者おでかけ支援事業で、先ほどからいろいろ質疑がされて聞いておりますので、大体理解はしていますが、このパンフレットの部分で、これ、内容はこういった内容なので

すか。お伺いしたいと思います。

○阿部委員長 中村長寿社会課長。

○中村健康福祉部長寿社会課長 答えいたします。

パンフレットの内容ということでございます。こちらのパンフレットには、お出かけ達人というタイトルがついております。これまでなかなか外に出て運動する機会ですとか、なかった方々に対して、外出するときの注意事項ということで、常日頃からの生活習慣の見直しから、筋力アップというあたりも呼びかけながら、お出かけする際に注意していただく点等も記載しながら、呼びかけているような内容のパンフレットになっております。

以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。我々も、書面では出てきますけれども、そのパンフレット等の中身とかというのは、実際に見られないというか、見ないでOKするわけですが、外でそういう対象者の方と会ったときなんか、話に結構なって、我々もそういったある程度のところが分かっていないと、ちょっと話に入っていけないところもありますので、その辺ちょっとしっかりとしておきたいなと思って、ちょっと聞いてみました。

高齢者が本当に、3,000円の商品券ということで、普段動く中でのこういったこの商品券をより有効にやはり使えるようにしていただいて、こういった取組は素晴らしい取組だなと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思っております。

では、次に55ページの地域のおしごと体験事業ということで、先ほど委託関係とかのお話もありましたので、私はこの職場体験をした報酬として受け取った仮想通貨で他店舗での買物体験ということでございますけれども、これは仮想通貨のお金ということなのですが、この点、具体的にちょっと教えてほしいのですが、買物した物が、その子供たちにプレゼントなのか、それともただそういう形を取って店には返すのか、どうせこういったことをやるのであれば、やはり実際に子供たちにプレゼントというか、子供たちが自分の欲しい物を頂けるというか、そういうことになれば実感というか、できるのですが、本当に幼い子供たちがままごとでそういったお買物体験というか、遊ぶということではないと思っておりますので、その辺、よりやはりこういったものが今後の子供たちのためになるような、本当に身につくような、そういうものでありたいと思うのですが、この点、いかがなんでしょうか。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 買物に関しましては、実際に店舗で提供している商品を小学生が買います。また、サービスを受けます。そういったもので仮想通貨でお支払いを店舗にしまして、最終的に店舗に残りました仮想通貨を店舗さんに対して現金化はしていくつもりでございます。そういった実際にお買物を体験していただく仕組みで考えているところです。

以上です。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。よいとしますけど、やはり本当に小学校であっても、もう大人の感覚ですので、やはりこういったこともしっかりと子供たちがただの、何ていうかな、ままとというか、幼いときのそういった感覚ではなくて、やはりもっと実感というかね、本当に子供たちがこういう職場で楽しく、またはできるような、こういったコロナ禍で子供たちもいろんなところで我慢をしているわけですので、せっかく募集をかけての取組だということなので、そういったところもしっかり考えて、委託した先でいろいろ考えるところもあるのでしょうか、やはりその辺、ちょっと考えていただければなという実感を持ちましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、子育てガイドブックは今後いろいろ考えていかれるということですが、56ページ、これは子育てアプリの登録者数というのは、どれくらいなのでしょう。こういった子育てに対象となる人の中で、アプリとかを登録している数と違って分かりますか。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 アプリの、すみません、登録件数について、ちょっと今数は持ち合わせていないのですが、例えば、母子手帳を交付するときだとか、それから健診のとき、そういったところでお母様、お父様に、こういったアプリがあるということをご紹介しまして、その場でそのアプリの登録の仕方などもお教えしたりというところで、登録はそういったことで皆さんにさせていただいているということは聞いています。

以上になります。

○阿部委員長 小野委員、どうぞ。

○小野委員 それで、こういったガイドブックもその時々々の社会状況とか、いろんな変化の中で作っていかれると思うのですが、総括でもやりましたけれども、そういったところもしっかりと、こういったアプリのところに反映されるようにしていただければ、ガイドブッ

クかアプリかでは、どちらかではね、やはり触れていかれると思うので、やはりこういったアプリを本当に最大限に活用できるような、そういった取組とか、子育てに関してはしっかりとやっていただければなと思っていましたので、お母さんたちが聞いていないとか、分からなかったというような、そういったことがないようにだけしていただければと思います。よろしくをお願いします。

あと、58ページの健康管理システムの改修ということでありますけれども、これはマイナポータルを使ったところだと思うのですが、これ、転居時には日本全国、まさか世界ではないと思いますけれども、日本全国でこういったものをしっかりと連携を取れるというか、見られるという、どこに行っても状況が分かるということでもよろしいんですかね。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 マイナンバーカードをお持ちの方であれば、こちらのマイナポータル、転居時も情報が移行されるというシステムになります。

以上でございます。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 今回、健康と予防接種のところだと思うのですが、こういったところは今後、ほかのものも取り入れられて、状況的には同じようにしていくという考えなのでしょうか。その流れというのは今後どう変わってくるのか、教えてください。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 健康と予防というところでの個人の健康情報、健康記録というものが今後、国でもこのマイナンバーカード、マイナポータルのところで閲覧できるような考えがあるということでは聞いております。

すみません、先ほどの発言で、マイナンバーカードを持っている方が移行できるというような趣旨ではなくて、皆さんの記録が移行できるということで、マイナンバーカードをお持ちの方が閲覧できるという内容でした。訂正させていただきます。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。この点もどんどん発展、発展というか、いろんなものが取り入れられてきて、本当に便利というか、無駄な今までの手続等も軽減されるということで、こういった国からのいろんなところがあると思いますけれども、そういったときはぜひ取り入れながらやっていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

それでは、最後に81ページの地震被害による修繕工事ということで、これはうみまち保育所ですか、子育て支援センターとありますけれども、特に子供さんたち、こういった被害状況で10月、11月の修繕工事ということでなって、かなり遅いかなというような感じを持っています。工事発注だったり、いろんな状況で、その状況でも変わるとは思うのですが、こういったところ、何とか早めに、やはり子供たちの安全・安心を図るためにやっていただければと思うわけですが、子供たちとか、生活していく上では別に問題はないということでしょうか。その状況を教えてください。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 うみまち保育所、子育て支援センター、それから藤倉保育所です。大きい被害というところでは、壁にひびが入っているというところが多く、その修繕が大部分になるかと思いますが、保育をすることに関しまして、また、お子様の安全性につきましては、特に問題はなく過ごせる状況にはなっております。ただ、そのひびをそのままにはおけませんし、施設を長く保たせるためにはきちんとその修繕をすべきというところで、今回修繕をするものになります。

また、藤倉保育所に関しましては、外側、裏側の建物と地面の間に亀裂がございます。そこらはお子さんがほぼ立ち入らない部分になりますが、施設を長く保たせるためには、雨漏りとかそういうことがないように、その亀裂の部分をきちんと埋める必要があります。

それから、うみまち保育所ですとか、子育て支援センターの建物の外側の部分、インターロッキング、れんがのようなそういうものが、一部壊れていたり外れているというところの修繕が必要になってきます。こちらに関しましては、管理組合で修繕をしていただく内容になります。

いずれにしても、修繕工事を10月、11月ということは考えておりますが、なるべく早く修繕工事をしていきたいと思っておりますし、子供たちの保育に支障がないような日程で工事を進めたいということを考えております。

以上になります。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。これは予算とか工事発注とかいろんな手続以上のあれもあるのでしようけれども、なるべくそういったものを、子供たちが生活するとかそういった、学校もそうなのですから、そういったところに、まずできるのであれば関係なく、もう先に本当

に直していただけるような、そういったのが可能であるならば、やはりこういった7月、議会の定例議会等、そういうようなのを待たずにしても修繕できるような、どっちみちお金は出していくわけですので、やはりそういったことが可能であるならば、子供たち、学校で言えば児童生徒、そういったところで安心・安全を図りながら、遊びだったり勉強だったり、そういったことができるような、そういった考えに立って今後早めに修繕・改善をしていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○阿部委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。小高委員。

○小高委員 すみません、1点だけ、先ほど小野委員のお伺いの中で、資料No.9の55ページのおしごと体験事業についてだったのですが、先ほどの委員のご質疑の中で、仮想通貨について、使った分について店舗等の関係で言うと換金をされるというようなことでお話ございました。

それで、その参加される小学生が200名を予定しているということで、ざっくり、そのお子さん1人当たり幾らとかというのはちょっと分からないのですが、そのあたり、この200人という人数とこの事業費の関係で見たときに、例えば、その予算説明書ですと151万円、そのうち委託料について151万円ということで、全額委託の関係になっているわけなのですが、そのあたりこう、予算としてはどのように捉えればいいのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 先ほど換金という話もありましたが、その委託料の中に、現金化、換金の部分も入っております。委託する方にその現金化、換金する部分も見ていただくということと、参加するお子様からは、一定程度の参加費というものを頂戴しまして、それも充てるということは考えております。

以上です。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。参加費を一定頂いて、それを充てていくということだったのですが、お仕事体験というのは、いわゆる高学年の児童につきましては、その職場体験という中で、行って仕事をして、その対価として仮想通貨を得るようなイメージでいいんですよね。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部次長兼子育て支援課長 4年生、6年生のお子さんは、職業体験をする、お仕事体験をするということになります。仕事をしまして、その働いた部分の対価としてのお給料、そういったもので仮想通貨を給料としてもらうというイメージになります。

以上です。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。親の立場で申し上げますと、体験も含めての参加料ということで、親としては理解するのですが、子供たちからすると、仕事してもらってやつで、何で参加費払っていたのやなんて、ちょっと考えたりしないかなとちょっと思ったのですが、取りあえずそういったご答弁であれば、理解をいたしました。ありがとうございました。

○阿部委員長 よろしいですか。そのほかございませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号、第49号ないし第51号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○阿部委員長 挙手全員であります。よって、議案第47号、第49号ないし第51号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時15分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 阿部 かほる